

福島県製造技術高度化研究会規約

(名称)

第1条 本研究会は、「福島県製造技術高度化研究会」と称する。

(目的)

第2条 本研究会は、製造技術に係る最新技術の情報提供又は発表・討論の場を提供し、産学官相互の交流と連携による研究開発の一層の促進と県内製造業の技術基盤強化を目的とする。

(事業)

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 製造技術セミナーの開催
- (2) 最新製造技術情報の収集・調査研究
- (3) 産学官連携による研究開発事業の提案
- (4) 知的財産の保全と相互活用
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第4条 本研究会は、業務の円滑な推進と連絡のため、事務局をハイテクプラザ産学連携科内に設ける。

(会員)

第5条 本研究会の会員は、本研究会の趣旨に賛同する産学官の関係者で構成する。

2 会員の加入・脱退については任意とし、代表に所定の書面を提出することとする。

(役員)

第6条 本研究会に役員として会長1名を置く。

- 2 会長はハイテクプラザ所長とする。
- 3 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 4 代表に事故のある時は、代表が予め指名する者がその職務を代行する。

(運営)

第7条 本会の運営に関して必要な事項は事務局が検討し、実施する。

2 本研究会の事業年度の期間は、4月1日から3月31日とする。

(分科会)

第8条 本会の活動に必要な場合、会長の承認を得て、分科会を設置することができる。

(機密保持契約)

第9条 会員は本研究会で知り得た秘密情報に関して、許可なく発表、公開、漏洩、利用してはならない。

2 会員は、当該研究会内で提示する資料や発言が秘密事項に該当する場合は、その旨を申し出て、他

の会員に秘密情報であることを周知することとする。

3 本研究会において事業を進めるにあたり、機密保持契約が必要とされる場合は、その当事者間で契約を結ぶものとする。

(付則)

本規約は、平成28年4月1日から施行する。